

平成19年4月25日

各都道府県一般廃棄物担当部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく第5期の市町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の策定について（通知）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する市町村分別収集計画及び法第9条に規定する都道府県分別収集促進計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされているが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）により創設された「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」に係る規定（法第10条の2）が平成20年4月1日から施行されることを踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令（平成18年環境省令第35号）により、これらの計画は、平成20年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の4月を始期として定めるものとされたところである。

このため、各市町村及び各都道府県においては、本年度中に、平成20年4月を始期とする第5期（平成20～24年度）の市町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画を策定する必要があり、当該計画の策定に当たっては下記事項に留意いただくとともに、貴管下市町村に対する適切な指導、周知等の徹底を図られたい。

記

1. 計画の対象期間について

第5期の市町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の次期計画は始期が平成23年4月となることから、平成22年度までに容器包装廃棄物の分別収集の実施を予定している市町村にあっては、今回、第5期の分別収集計画を策定し、当該分別収集を適切に位置付ける必要があること。

2．計画の策定期限・公表について

第5期の都道府県分別収集促進計画は、本年7月31日までに環境大臣に提出するとともに、速やかに公表すること。

また、市町村において市町村分別収集計画を定めたときは、ホームページ、広報紙、公報等により速やかに公表すること。

3．「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」に対応した計画の策定について

平成20年4月から施行される法第10条の2に規定する「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」に基づく省令事項については、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合で審議が行われ、本年4月24日の合同会合において別添1の内容により了承が得られたところであり、これによれば、事業者から市町村への拠出額の算定に用いる「再商品化に要すると見込まれた費用の総額」については、「想定量」と「想定単価」を乗ずることにより算定することとし、この「想定量」については、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量が変更される場合にあっては、これらの事情による引渡量的変動分を反映させた量とし、この量を再商品化実施年度前（前年度）に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとされている。

このため、市町村分別収集計画において、特定分別基準適合物の量のうち、独自処理予定量を控除した指定法人又は認定特定事業者への引渡量的見込みを定めるに当たっては、当該引渡量的が「想定量」の基礎となることを踏まえ、引渡実績量との間に大幅な乖離が生じないように、精度の高い適切なものとする必要があること。

4．ペットボトルに係る容器包装区分の変更を踏まえた計画の策定について

平成18年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）及び容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）の改正を行い、飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器（以下「ペットボトル」という。）に加え、主務大臣が定める商品を充てんするペットボトルについても、容器包装区分上、ペットボトルに区分されるものに追加することとしたところである。

この具体的な商品については、みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品及びドレッシングタイプ調味料を対象とすることを予定しているところであり（別添2：本年4月24日中央環境審議会・産業構造審議会合同会合資料参照）、市町村分別収集計画の策定に当たっては、これらの量も適切に見込む必要があること。

5．使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しの計画への位置付けについて

市町村により分別収集された使用済ペットボトル等が海外に輸出される事例が見られており、このような状態が続けば、国内における使用済ペットボトル等の再商品化事業者の経営悪化等を招き、我が国における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施が困難となることが懸念されることから、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であることを明らかにしたところである。

また、平成 18 年度から、指定法人が行う使用済ペットボトルの再商品化事業者の入札選定において有償入札を認めることとし、当該有償入札に係る収入については、指定法人から各市町村に拠出することとしている。

法第 8 条第 3 項の規定により市町村分別収集計画は基本方針に即し定めることとされているところであり、市町村分別収集計画の策定に当たっては、使用済ペットボトル等の容器包装廃棄物を円滑に指定法人等に引き渡すよう、指定法人への引渡予定量として適切に位置付け、計画的な引渡しを行うことが必要であること。

（以上）

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについて(案)

改正容器包装リサイクル法

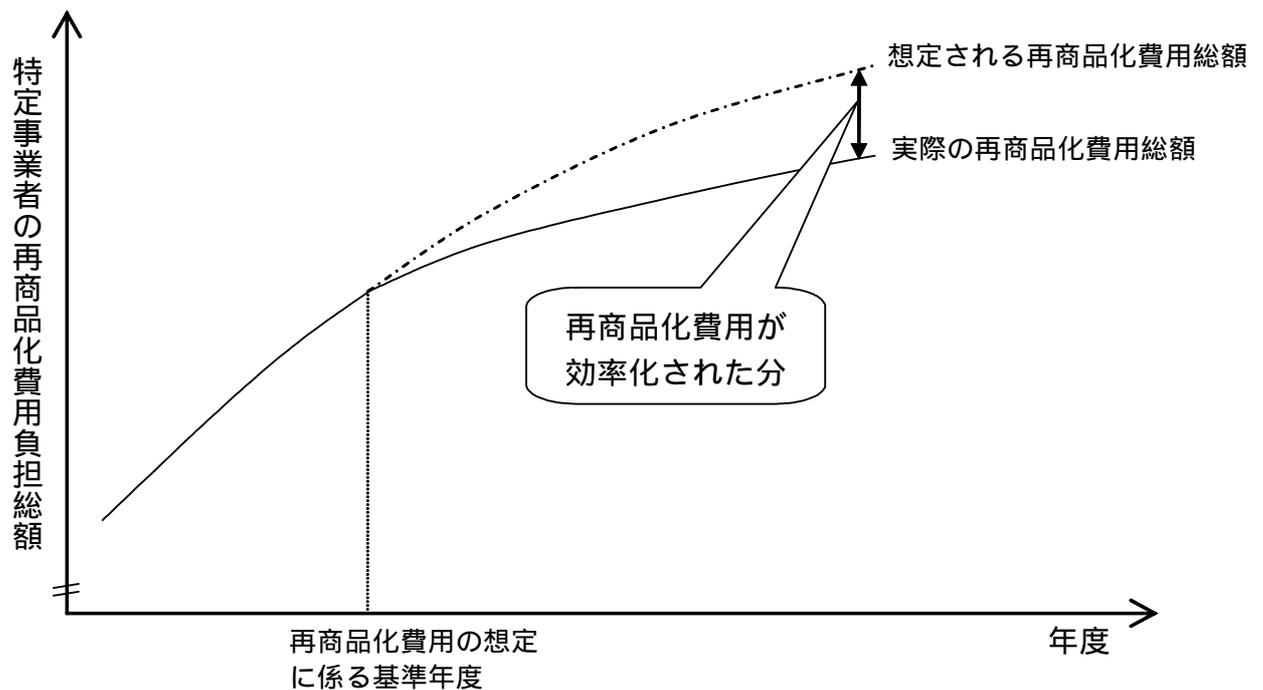
（市町村に対する金銭の支払）

第10条の2 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、^{1.}(¹)その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が^{1.}(²)再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、^{2.}各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、^{3.}主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、指定法人又は認定特定事業者が、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物について、再商品化費用の効率化分に相当する額を算定することとされており、その額は、再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除した額とされている。

（参考：イメージ）



(1) 再商品化に現に要した費用の総額

【法律の該当部分】

その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

- ・ 再商品化に現に要した費用の総額として算定される額は、実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に、それらの再商品化に係る再商品化単価（再商品化の実施後に確定する再商品化事業者への委託単価）を乗じることにより算定することとする。

(2) 再商品化に要すると見込まれた費用の総額

【法律の該当部分】

再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

再商品化に要すると見込まれた費用とは、ある時点から再商品化の質の向上・コスト削減といった再商品化の合理化に寄与する市町村・事業者の更なる取組がなかった場合に想定される費用であり、この費用の算定に当たっては、再商品化をする年度の前年度において、想定量と想定単価を乗じることにより算定することとする。

この想定量や想定単価については、透明性を確保するとともに、より精度の高い適切な値とするため、具体的には以下のような数量に基づく算定や一定期間ごとに見直す運用等を行うこととする。

(想定量について)

- ・ 想定量については、市町村は3年ごとに策定される市町村分別収集計画に従って分別収集を行うこととされていることから、これを基礎として算定することが考えられるが、指定法人又は認定特定事業者の再商品化の対象となるのは、指定法人又は認定特定事業者がそれぞれ市町村から引渡しを受けることとなる特定分別基準適合物であることから、想定量は、市町村が指定法人又は認定特定事業者に引渡しを行うと見込む特定分別基準適合物の量とすることが適当であり、いわゆる市町村による独自処理量は対象とはならない。
- ・ また、市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量が変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を、引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。
- ・ このため、想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記の事情

を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前（前年度）に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。

（想定単価について）

- ・ 想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間ごとに見直す等の運用をすべきである。
- ・ 想定単価は、再商品化単価が毎年度変動する場合があることを踏まえ、過去の一定期間（3年間）の再商品化単価の平均値を用いることとする。また、より精度の高い適切な単価とする観点から、直近の再商品化単価（例えば、平成20～22年度の想定単価にあつては平成17～19年度の再商品化単価）を用いて算定することとする。
- ・ 想定単価は、プラスチック製容器包装のように再商品化単価の異なる複数の再商品化手法がある場合は、再商品化手法ごとに区別して算定することとする。

2. 各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額

【法律の該当部分】

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額

指定法人又は認定特定事業者から市町村へ支払う額の総額（再商品化費用の効率化分に相当する額の1/2）のうち各市町村に支払う額については、市町村による再商品化の合理化に寄与する効果的な取組の促進が図られるよう算定することが適当である。

この制度の趣旨を踏まえれば、金銭の支払いに当たって、再商品化の合理化に寄与するような質の高い分別基準適合物をより多く指定法人又は認定特定事業者へ引き渡した市町村が評価される制度とすべきである。また、各市町村の寄与度の評価に際しては、評価内容の客観性、公平性や費用対効果の観点等にも留意する必要がある。

具体的には、以下の2つの指標により各市町村の寄与度の評価を行い、特定分別基準適合物ごとに市町村へ支払われる額の総額の1/2にそれぞれ各評価項目の寄与度を乗じて算定される額を、市町村ごとに合計して、各市町村へ支払う額を算定することとする。

➤ 各市町村に支払う額

$$\begin{aligned} &= \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の} \text{寄与度} () \\ &+ \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の} \text{寄与度} () \end{aligned}$$

$$\text{寄与度} = \text{当該各市町村の寄与分} / \text{全市町村の寄与分}$$

特定分別基準適合物（ベール）の品質（容器包装比率）

- ・特に特定分別基準適合物（ベール）の品質を向上したものと認められる市町村については、当該市町村からの特定分別基準適合物の引渡実績量を当該市町村の寄与分とする。
 - 1 特に特定分別基準適合物（ベール）の品質を向上したものとしては、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が90%以上であって前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であることとし、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装については、容リ協会の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であることとする。
 - 2 品質については、容リ協会のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定する。

想定単価に比した各指定保管施設における再商品化実績単価の低減額

- ・想定単価（再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定に使用した想定単価）と各指定保管施設における再商品化実績単価の差額に引渡実績量に乗じて低減額を算定し、市町村ごとに合計した額を当該各市町村の寄与分とする。

各指定保管施設における再商品化実績単価が想定単価を上回る場合はその差額を零として計算する。

3. 各市町村に対する金銭の支払の履行期限

【法律の該当部分】

主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

- ・指定法人又は認定特定事業者は、再商品化の終了後、各市町村に対して支払う金銭の額を算定して金銭を支払うこととなる。現在、施行規則で年度内に引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化は次年度の6月末日までに行うこととされていることを踏まえ、指定法人又は認定特定事業者の各市町村に対する金銭の支払いの履行期限は9月末日までとする。

4. その他（帳簿の記載事項）

- ・本制度の施行に際して必要な指定法人又は認定特定事業者の帳簿の記載事項の追加を行うこととする。

（以上）

P E T ボトル区分に係る P E T ボトルに充てんされる商品について

今般、容器包装リサイクル法施行規則を改正し、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんするための P E T ボトルであっても以下の要件を満たすものについては、容器包装区分上 P E T ボトルに区分されるものに追加することとしたところであり、具体的な商品は主務大臣が指定することとしたところである。

その商品が充てんされた P E T ボトルが広く流通している

その商品を充てんするために使用されている P E T ボトルが延伸性を有し繊維にまで再生できるものであり、再生利用に適している

これらの商品が充てんされた P E T ボトルについては、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない

飲料又はしょうゆ以外に、その商品を充てんした P E T ボトルが広く流通しているものとしては、調味料を充てんする P E T ボトルが考えられる（別紙参照）。

また、調味料を充てんする P E T ボトルは、化粧品や医薬品を充てんするための P E T ボトルと異なり、延伸性を有するポリエチレンテレフタレートが原料として使用されていると考えられる。

これらの調味料のうち、以下の商品については、従前から指定されていた飲料又はしょうゆと同等の洗浄容易性が認められることから、これらの商品を P E T ボトル区分に係る P E T ボトルに充てんされる商品として主務大臣が指定することとする。

（1）みりん風調味料

飲料（酒類（焼酎・みりん等））と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（2）食酢

飲料（食酢飲料）と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（3）調味酢

飲料（食酢飲料）と比較的性状が類似しており、粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い。

（4）しょうゆ加工品

しょうゆと比較的性状が類似しており、粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である。

（ただし、焼き肉のたれ等食用油脂を使用しているものは再生利用に適さないことから、除外することとする。）

（5）ドレッシングタイプ調味料

しょうゆと比較的性状が類似しており、粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申

- ・ なお、現行制度上プラスチック製容器包装と区分されているが、めんつゆやみりん風調味料が充てんされているペットボトルについては、消費者の分かりやすさの観点等から、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせる事が適当である。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG報告書

- ・ みりん風調味料やめんつゆ等の容器のように従来プラスチック製容器包装と分類されていたものであっても、PETボトルとしての再商品化に支障がないものについては、容器包装区分を見直す必要がある。

参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8～13（略）

下線は関係部分

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抜粋）

（容器包装区分及び特定分別基準適合物）

第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。

一～四（略）

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

六（略）

別表第一（第一条関係）

一～六	（略）
七	<u>商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの</u> （一） 瓶 （二） （一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
八・九	（略）

P E Tボトルに充てんされる商品に係る流通の現状について

P E Tボトルリサイクル推進協議会のボトル用ポリエチレンテレフタレート需要実績（平成17年）調査によれば、調味料を充てんするためのP E Tボトル向けの需要は、酒類やしょうゆを充てんするための需要を上回っており、P E Tボトルに充てんされた調味料商品が現在広く流通していると言える。

（単位：トン）

現行のP E T区分容器に充てんされる商品	飲料（酒類以外）	509,684
	酒類	11,904
	しょうゆ	10,995
P E Tボトルに充てんされるその他の商品	調味料	12,291
	食用油	3,744
	洗剤・シャンプー	4,262
	化粧品	10,306
	医薬品その他	7,424
合計		570,610

（ ）商品には輸入品を含む。

また、業界団体からの聞き取り調査によれば、調味料商品の内訳は以下のとおりである。

調味料の内訳

（単位：トン）

みりん風調味料	1,077
食酢	51
調味酢	383
しょうゆ加工品	4,844
ドレッシングタイプ調味料	371
その他	6,102